

訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。

誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【実力養成編 第4回（択一4・不登法）】

頁数	場所	誤	正
問題 11		5 共同相続人の一人に対して債権を有する債権者が当該一人の相続人に代位して共同相続人全員のための相続の登記を行い、債務者である当該一人の相続人の相続持分について差押登記を行った後に、当該差押えの登記が抹消された場合において、当該相続の登記の前に共同相続人の間で遺産分割の協議が成立していたため、登記された相続分が実体と相違していたとしてする更正の登記については、当該代位者の承諾を証する情報の提供を要する。	
解説 11	第11問 5 右記のと おり問 題・解説 を変更	5 誤り。共同相続人の一人に対して債権を有する債権者が当該一人の相続人に代位して共同相続人全員のための相続の登記を行い、債務者である当該一人の相続人の相続持分について差押登記を行った後に、当該差押えの登記が抹消された場合において、当該相続の登記の前に共同相続人の間で遺産分割の協議が成立していたため、登記された相続分が実体と相違していたとしてする更正の登記については、当該代位者は、登記上の利害関係人を有する第三者には当たらず、その承諾を証する情報の提供は要しない。代位した債権者が知らないうちに当該更正登記がなされると代位の目的を達成することができなくなることから、当該債権者は登記の利害関係人に当たり、その承諾を要するとされている（昭39.4.14第1498号）ものの、 <u>更正の登記にあたり既に代位による相続の登記を前提とする差押えの登記が抹消されている場合には、当該代位者は、登記上の利害関係を有する第三者には当たらず、その承諾は要しない。</u> したがって、その承諾を証する情報を提供する必要はない（登記研究788号）。	